

## 仕様書

### 1 業務名

ワーケーションニセコモニターツアー委託業務

### 2 目的

北海道ニセコエリアは、北海道らしい大自然と豊富な滞在型宿泊施設数を誇り、ワーケーションディステイネーションとしては全国的に見ても唯一無二な目的地と言える。ニセコエリアは元々滞在型旅行を好む方が多く、平均泊数を見ても全国に比べ長い。冬のイメージが強くなかなか夏の国内層の誘客に繋がっていないが、ワーケーション需要に訴求していきたいと考えている。

今回は、ワーケーションの中でもさらに「ファミリーワーケーション」にターゲットを絞り、国内在住者からモニターを募集し、モニターからの意見を元にさらにコンテンツを磨き上げる事、またモニターの様子を画像や動画で各 SNS 配信することでファミリーワーケーションのディステイネーションとしての認知度を上げたいと考えている。

### 3 業務の内容

以下の条件をすべて満たすツアーを対象とする。

#### (1) モニターツアーの企画・訪問先との連絡調整

ワーケーションを目的としたファミリー層向けの3泊4日以上モニターツアーを企画実施する。

なお、ツアー要件は以下のとおりとする。

- ①北海道ニセコエリアにある当協会会員宿泊施設に宿泊する3泊4日以上ツアーとする。
- ②参加者の北海道ニセコエリアまでの交通費及び宿泊費、飲食費、体験費は参加者負担とする。(対象外経費)
- ③ニセコエリア滞在中の宿泊は、当協会が会員事業者に向けて一部協賛を募るが1組につき150千円を計上することとする。
- ④ニセコエリア滞在中の交通費や食費、アクティビティ費用はツアー内容に盛り込むこと。
- ⑤ニセコエリア滞在中に大人が仕事で使用するシェアオフィスは当協会から無料提供とする。
- ⑥ニセコエリア滞在中に子どものみで参加が可能なサマーキャンプなどアクティビティを利用する。

(参考：EdVenture キャンプ <https://www.edventurenisseko.com/jpn/home> )

※なお、サマーキャンプ事業者等との調整は当協会と共に実施する。

#### (2) ツアーの広報・告知及び参加者の募集

ツアーの参加組数は3組以上とすること。募集方法については、事業者からの提案とする。

#### (3) ツアーの催行

企画したツアーを催行し、記録写真等の撮影を行うこと。

#### (4) 報告

催行したツアーについて報告書にまとめること。また、報告の中には参加者からの意見も集約すること。

#### 4 委託料上限額

5,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

#### 5 委託期間

契約締結の日から令和4年12月31日までとする。

#### 6 モニターツアー参加者の条件

以下の条件を満たす方を対象とする。

- (1) アンケートにお答えいただける方
- (2) モニターツアー中に実施主体や当協会、メディアにより取材・撮影された動画、写真、記事等を本事業の外部への報告やプロモーション、SNS等で使用されることをご了承いただける方
- (3) ブログやツイッター、インスタグラムなどのSNS等により、モニターツアーの感想等を発信することに可能な限りご協力いただける方
- (4) 当協会のSNS (Facebook、Instagram、Twitter、YouTube) やワーケーションニセコウェブサイトに掲載する記事へのインタビューにご協力いただける方

※参加募集を実施する際に、上記のような条件を付する必要がある。

#### 7 対象経費

区分	内容
事業実施に係る経費	人件費、諸謝金、借損料、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、広告等掲載料、雑務費、保険費、消費税相当額

※ただし、プロモーション費用は1,500千円以内とする。

#### 8 業務実施体制

- (1) 管理責任者等の配置  
委託事業の管理責任者及び当協会や訪問先との各種調整窓口となる業務担当者をそれぞれ1名定めること
- (2) 安全管理体制  
モニターツアーの実施にあたり、活動時の安全体制として、スタッフの配置、責任の所在、連絡体制等を明確にしておくこと。

#### 9 成果物の提出

ツアー終了後1か月を経過する日又は令和4年11月30日のいずれか早い日までに、次の業務成果物を電子データで提出すること。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 記録写真（ニセコエリア滞在中様子全体が分かり各種媒体等で使用できるもの）  
※宿泊施設・飲食・アクティビティ・仕事の様子など滞在中の全体が分かる様子を記録し、1組につき10枚以上提出すること
- (3) 当協会 YouTube チャンネルで配信できる動画2本（5分以内、15秒以内）
- (4) その他

## 10 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託事業終了後に提出される事業実績報告書に基づき、当協会が検査完了後に30日以内に支払うものとする。特段に考慮すべき事情なき限りは業務完了前の委託料の全部もしくは一部の支払いは行わない。

## 11 事業の変更・中止

- (1) 事業内容については、委託先決定後、当協会と実施団体が協議を行い、内容、使用及び委託料の詳細を決定する。その際、提出された企画提案書や事業実施計画書を異なる内容に決定する場合がある。
- (2) 契約書、仕様書及び事業実施計画書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、当協会と実施団体が協議の上、決定することとする。

## 12 一般的留意事項

- (1) 受託者は業務の遂行について随時報告を行うこと
- (2) 業務を遂行する上で必要ない資料等は、受託者において入手するほか、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製、複写の可否、返却等については、発注者の指示に従うこと。
- (3) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。

## 13 その他

- (1) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は発注者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、発注者は権利留保分についての当該権利を、使用期限の定めなく無償で非独占的に使用できるものとする。
- (2) 成果物は、発注者が自由に二次使用（加工、ホームページへの掲載等）できるものとする。
- (3) 受託者の記述が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、受託者が負うものとする。
- (4) 受託者は本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、発注者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 特定された受託者は、本件業務を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (6) 本業務仕様書に定めのない事項については、当協会と協議の上決定するものとする。

以上